

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 15 日

申請者 氏名又は名称 エバーリンクス株式会社
 住所 〒550-0015 大阪市西区南堀江4-17-18 原田ビル205
 代表者氏名 代表取締役 松本英隆
 電話番号 06-6531-1151
 FAX番号 06-6531-1533
 メールアドレス spfv8z49@wit.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業の 管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **エバーリンクス株式会社**
住 所 〒550-0015 大阪市西区南堀江4-17-18
原田ビル205
代表者氏名 代表取締役 **松本英隆**
TEL06-6531-1151 FAX06-6531-1533

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 マツモト ヒデタカ 松本 英隆	
取締役 サカモト ユヅ 坂本 裕司	
事業の範囲	管工事業一式
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	エバークリンクス株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 550-0015 住所 大阪市西区南堀江四丁目17番18号 原田ビル205 電話番号 06-6531-1151 FAX番号 06-6531-1533 メールアドレス spfv8z49@wit.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
松本 英隆	第252187号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 6月 15日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	・塩ビのこ	替刃式(カクイ) HS-250 SK-11	1	
	・金切りのこ		1	
	・パイプカッター		1	
管の加工用の 機械器具	・パイプねじ切り器	レッキス40A3 300平型	1	
	・やすり		2	
管の接合用の 機械器具	・パイプレンチ	13mm～65mm ガスボンベ式	3	
	・トーチランプ		2	
水圧テストポンプ	・手動式テスト	キョーワT50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 6 月 15 日

申請者

氏名又は名称

エバーリンクス株式会社

住 所

〒550-0015 大阪市西区南堀江4-17-18
原田ビル205

代表者氏名

代表取締役 松本英隆

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市西区南堀江四丁目17番18号
エバーリンクス株式会社

会社法人等番号	1200-01-140638
商号	エバーリンクス株式会社
本店	大阪市西区南堀江四丁目17番18号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成21年10月20日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事、大工工事、屋根工事、管工事、防水工事、内装仕上工事の請負、設計、施工、監理 2. ガス器具、家庭用電気製品、給排水設備・空調設備機器・厨房機器・ユニットバス・トイレ等の住宅設備機器の販売及び修理 3. 建築用資材の販売業 4. デザイン業 5. インターネットを利用した通信販売 6. コンピューターとその周辺機器の販売及びメンテナンス 7. 飲食店、喫茶店、インターネットカフェの経営 8. 料理教室の運営 9. 外国語教室の経営 10. 外国人に対する日本語教室の経営 11. 労働者派遣事業法に基づく通訳、翻訳、速記、秘書、受付案内の派遣業務 12. 家庭教師及び外国語講師の斡旋及び派遣業務 13. レンタル業 14. 不動産取引業 15. 太陽光パネルの施工及び販売 16. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	240株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

大阪市西区南堀江四丁目17番18号
エバーリンクス株式会社

役員に関する事項	取締役	大野輝也	
	取締役	大野輝也	令和 1年11月25日重任 令和 2年 4月10日登記 令和 2年 4月10日辞任 令和 2年 4月10日登記
	取締役	松本英隆	
	取締役	松本英隆	令和 1年11月25日重任 令和 2年 4月10日登記
	取締役	坂本裕司	
	取締役	坂本裕司	令和 1年11月25日重任 令和 2年 4月10日登記
	大阪市東住吉区東田辺二丁目23番18号 代表取締役	松本英隆	平成27年12月 1日就任 平成27年12月 3日登記
	大阪市東住吉区東田辺二丁目23番18号 代表取締役	松本英隆	令和 1年11月25日重任 令和 2年 4月10日登記
	支店	1 横浜市中区弥生町二丁目17番地	
	登記記録に関する事項	設立	平成21年10月20日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 6月10日

大阪法務局
登記官

岩井宏之





定 款

公 証

エバーリンクス株式会社

1

エバーリンクス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、エバーリンクス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、大工工事、屋根工事、管工事、防水工事、内装仕上工事の請負、設計、施工、監理
2. ガス器具、家庭用電気製品、給排水設備・空調設備機器・厨房機器・ユニットバス・トイレ等の住宅設備機器の販売及び修理
3. 建築用資材の販売業
4. デザイン業
5. インターネットを利用した通信販売
6. コンピューターとその周辺機器の販売及びメンテナンス
7. 飲食店、喫茶店、インターネットカフェの経営
8. 料理教室の運営
9. 外国語教室の経営
10. 外国人に対する日本語教室の経営
11. 労働者派遣事業法に基づく通訳、翻訳、速記、秘書、受付案内の派遣業務
12. 家庭教師及び外国語講師の斡旋及び派遣業務
13. レンタル業
14. 不動産取引業
15. 太陽光パネルの施工及び販売
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、240株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項

につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日前 3 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 24 条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後10回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

3 取締役が1名の場合は、その取締役を社長とする。

(業務執行の決定)

第 26 条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

一 本店移転

二 支配人の選任及び解任

三 支店の設置、移転及び廃止

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

大阪市西区南堀江四丁目17番18号
エバーリンクス株式会社
代表取締役 松本 英隆



法人ご裏印

定 款 の 抜 粋

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、エバーリンクス株式会社と称する。

第 3 章 株 主 総 会

第 14 条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

第 4 章 取締役及び代表取締役

第 21 条 (取締役の員数)

当社の取締役は、10名以内とする。

第 24 条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 25 条 (代表取締役及び社長)

1. 取締役が2名以上ある場合はそのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。
2. 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。
3. 取締役が1名の場合は、その取締役を社長とする。

第 5 章 計 算

第 27 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

上記は当社の現行の定款の抜粋に相違ありません。

令和元年11月25日

大阪市西区南堀江四丁目17番18号
エバーリンクス 株式会社
代表取締役 松 本 英 隆



この号の原本を相違ありません。

2021年 6月 15日

エバーリンクス株式会社

〒550-0015 大阪市西区南堀江4-17-18
原田ビル205

代表取締役 松本英隆

TEL06-6531-1151 FAX06-6531-1533

第二五二一八七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 松本英隆

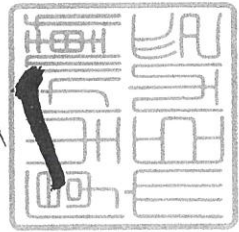
昭和四十三年二月四日生

水道法昭和二十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

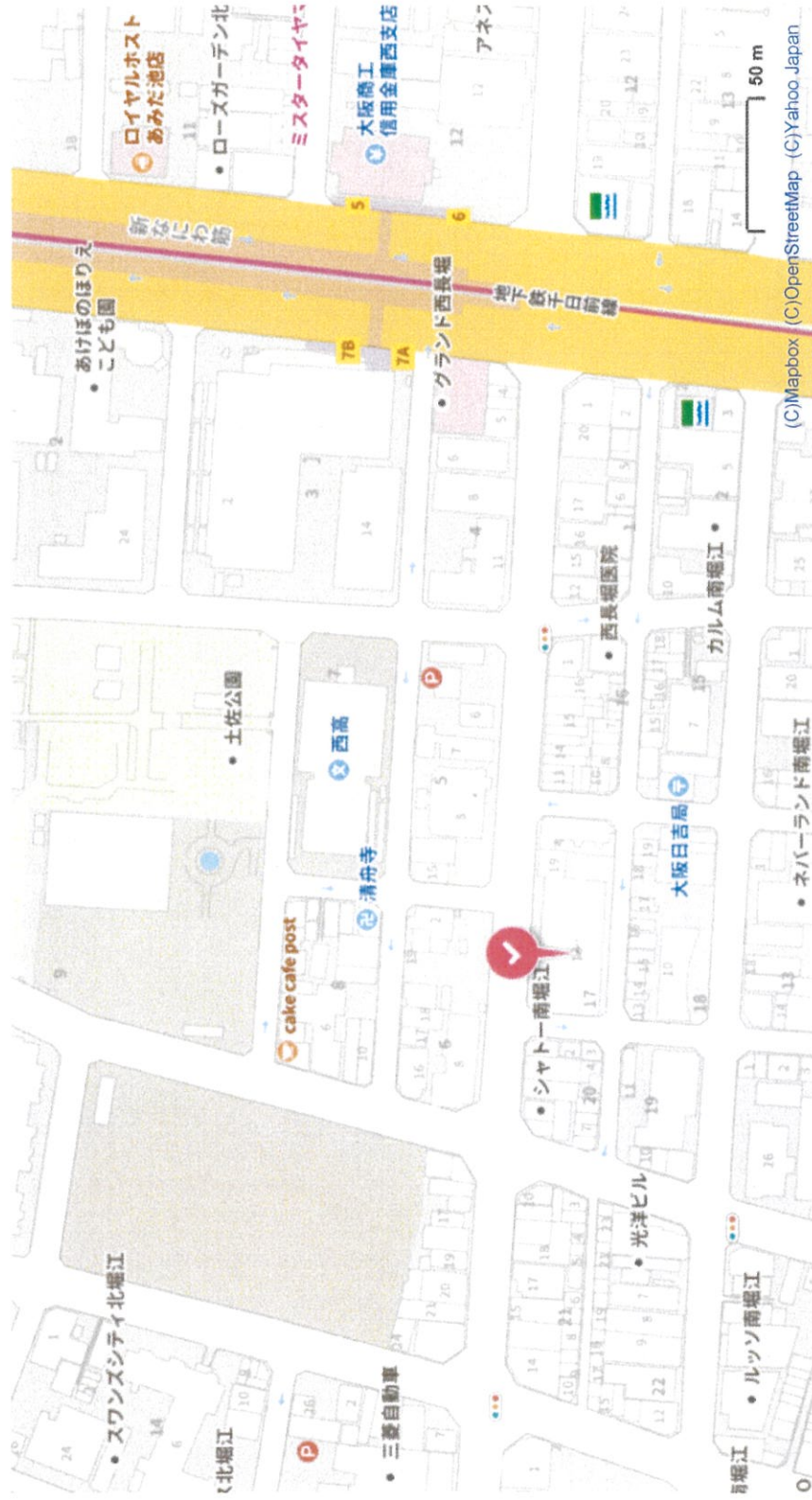
平成二十一年二月六日

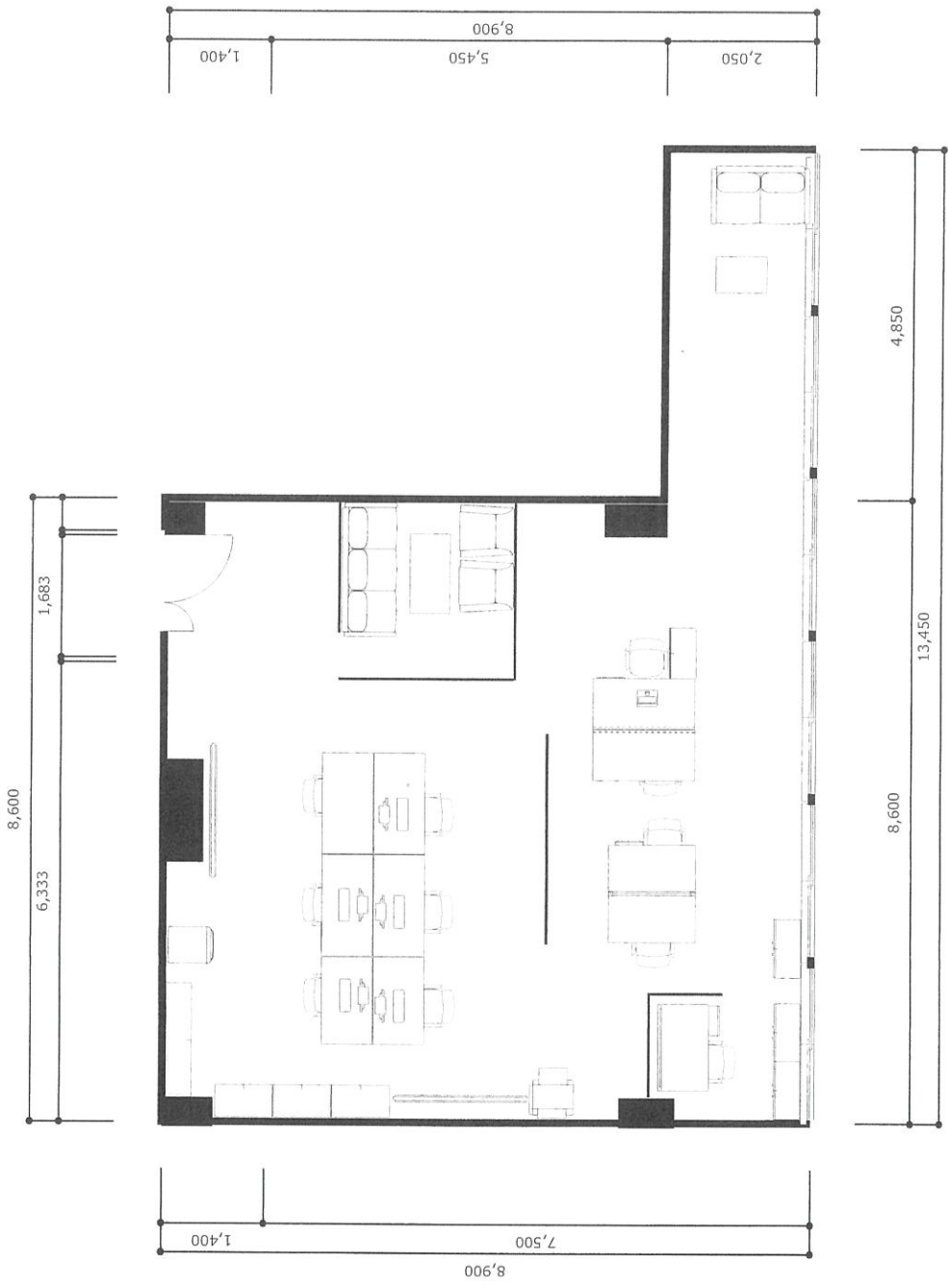
厚生労働大臣

明彦子



大阪府大阪市西区南堀江4丁目17-18





外観



外観



3階

株式会社 イン サ イ ド
(株) インサイドリアルエステート
株式会社 オズプロダクション
税理士法人 クオーレ
株式会社 グッドライフケア大阪
株式会社 サム・ライズ
天狗缶詰株式会社
株式会社 パートナーズ
松原鋼商店
ライブギア株式会社

2階

有限会社 アドニスプラス
エバーリンクス株式会社・有限会社あおいサービス
KIWA CORPORATION 株式会社 輝和/SFIDE CO.,LTD.
株式会社 ジェイ・イー 大阪中央営業所
株式会社 ZEN 建築構造事務所
株式会社 福井機工商会
株式会社 三好商会
(株) 矢櫃誠介建築設計事務所
株式会社 ユウエッチサポート
原田ビル産商株式会社 管理事務所

1階

アオイ工販株式会社
関西ホーチキエンジニアリング株式会社
(株) デバイスエージェンシー
東洋計器株式会社

室内



205

ニバーリンクス株式会社
有限会社あおいサービス
保険選び.COM
ニフケイ大阪南堀江

室内



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 15 日

申請者 氏名又は名称 エバーリンクス株式会社
 住所 〒550-0015 大阪市西区南堀江4-17-18 原田ビル205
 代表者氏名 代表取締役 松本英隆
 電話番号 06-6531-1151
 FAX番号 06-6531-1533
 メールアドレス spfv8z49@wit.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3年 6月 15日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

エバーリンクス株式会社

〒550-0015 大阪市西区南堀江4-17-18
原田ビル20F

代表取締役 マツモト ヒデタカ 松本 英隆

TEL06-6531-1151 FAX06-6531-1533

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	エバーリンクス株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
マツモト ヒデタカ 松本 英隆	第252187号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二五二一八七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 松本英隆

昭和四十三年二月四日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣

野田子

